

葛飾区一時保育利用料助成金交付申請書兼請求書

葛飾区長宛て 私は葛飾区に対し、一時保育利用料助成金の交付を希望するため、関係書類を添えて申請いたします。また、保護者については申請日現在、児童と同一の生計であることに間違いありません。

【同意書】子育て施設支援課長宛て 利用料助成金の決定に際し、私及び世帯の情報に関して子育て施設支援課長が戸籍住民課長から「住所、氏名、続柄及び生年月日」を葛飾区に住所を有するかの確認のため、また、保育課長から「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定情報、保育所等入所情報、施設等利用認定情報」を助成金の対象外となる認定を受けていないかの確認のため、情報の提供を受けること同意します。また、子ども家庭支援課及び保育課に対し「住所、氏名、続柄、生年月日及び在籍期間」を利用状況調査のため提供することに同意します。

※同意いただけない場合は、助成を受けることができません。

1. 保護者

フリガナ		住所	〒 -
氏名			電話

2. 対象児童

フリガナ		生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日
氏名			

3. 確認・同意事項

- (1)教育・保育認定（1号認定、2号認定、3号認定、新1号認定、新2号認定、新3号認定）を受けていません。
- (2)認証保育所、認可外保育施設、定期利用保育、企業主導型保育事業等の保育施設に在籍させておらず、家庭で保育を実施しています。
- (3)請求する一時保育の利用料には、登録料、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払いとして発生する食事代、キャンセル料、おむつ代及び個人的な経費は含んでいません。
- (4)他の補助金やクーポンに係る経費は請求していません。
- (5)助成金の対象年度内の利用料の支払いに係る書類のみ添付しています。

4. 添付資料

- (1)別紙 一時保育利用内訳書
- (2)事業者が発行した領収書等の写し（氏名、利用日時及び利用料の支払いが分かるもの）
（領収書で上記内容が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書）
- (3)その他、区長が必要と認める書類

5. 支払金口座振替依頼

葛飾区長宛て 葛飾区から私に支給される葛飾区一時保育利用料助成金交付要綱第8条の助成金は、以下の口座に口座振替の方法をもって振込してください。

※1の保護者と同一名義の口座にしてください。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協						支店
金融機関コード			支店コード			口座番号	
口座種別	普通	口座名義 (カタカナ)					

【区処理欄】（保護者は記入しないでください。）

4月	円	5月	円	6月	円	7月	円	8月	円	9月	円
10月	円	11月	円	12月	円	1月	円	2月	円	3月	円
合計											円

一時保育利用内訳書

利用月ごとに1枚作成してください。

児童名

利用月 月分

<利用内訳>

番号	利用日	利用時間	利用料 (食事代・キャンセル料等を除く)
1	日	時間 分	円
2	日	時間 分	円
3	日	時間 分	円
4	日	時間 分	円
5	日	時間 分	円
6	日	時間 分	円
7	日	時間 分	円
8	日	時間 分	円
9	日	時間 分	円
10	日	時間 分	円
11	日	時間 分	円
12	日	時間 分	円
13	日	時間 分	円
14	日	時間 分	円
15	日	時間 分	円
16	日	時間 分	円
17	日	時間 分	円
18	日	時間 分	円
19	日	時間 分	円
20	日	時間 分	円
合計（利用時間・利用料）		① 時間（分切捨て）	② 円

区 処 理 欄	③基準額（①×125）	④月上限額	⑤利用料（②と同額）	⑥選定額（③④⑤の低い額）
	円	8,000円	円	円